

令和8年5月

第5回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年5月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室3

出席委員

4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	7番	中島 信夫

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	小池 和弘
農業行政課	係長	西村 孝之
農業行政課	主事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5号	現況証明の発行可否について
	議案第 6号	農業改良協議に対する同意について
	議案第 7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 8号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
	議案第 9号	つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦について
日程第3	報告第 1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第 2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出について
	報告第 3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4号	農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 5号	農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 6号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第 7号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について
	報告第 8号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和8年第5回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御苦勞様でございます。

また、令和8年第5回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方の中でも大半の方は、水稻作業を終了され、一段落された頃なのではないかと思っています。ところでございます。

また、大きく水稻経営をされている方は繁忙期であるにも関わらず、時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。

本日も慎重なる御審議をお願いします。御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

議会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思っております。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第5回総会を開会します。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關委員、議席2番の飯泉委員、議席3番の横田委員、議席7番の中島委員より欠席届が出されておりますので、御報告します。

本日の出席委員数は18名で、定足数に達していることから、令和8年第5回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席8番の関口和美委員、議席9番の岡田 実委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号17番については、議事参与の制限案件に該当しますので、17番を除いて、担当委員から調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号2番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号3番について、農業開始のために申請するもので、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号4番について、申請人は農業開始のため申請するもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号5番について、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には陸稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付

けする予定です。

以上のことから、提出番号6番から9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いします。

大野博司委員

去る5月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号10番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番、11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号12番については、申請人は果樹を栽培しており、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いします。

白石 悟委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 13 番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、農業を開始するために申請されたものですが、申請地の一部が筆界未定であり、位置の特定を指導すべく継続審議といたしました。

提出番号 16 番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、水稲・野菜を作付けしている農家ですが、所有している農地の一部が耕作の目的に供していないことから、適切に耕作を行うよう指導を行うため継続審議と判断しました。

以上のことから、提出番号 15 番、18 番については継続審議。13 番、14 番、16 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る 5 月 11 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 19 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 20 番については、申請者はブドウと陸稲を作付けしている農家で、申請地には陸稲を作付けする予定です。

提出番号 21 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 22 番については、申請者は水稲・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 19 番から 23 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号15番、18番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

議案第1号の提出番号15番、18番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、議案第1号の提出番号15番、18番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号15番、18番については、白石委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番、18番については、継続審議とします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番から14番、16番、19番から23番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

雨海洋子委員

大穂地区の雨貝です。提出番号15番の案件について御質問させていただきます。

今般、農地を受贈される方は県外の方であります。当該申請地で営農する計画であるとの説明がありましたが、問題はないのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（西村係長）

事務局よりお答えいたします。

農地を受贈される受人の方につきましては、祖父の居宅が当該農地の向かい側にあり、そちらに農業用機械も保管されていて適切に農地の肥培管理をしていく旨の意向確認をしているところでございます。

以上を踏まえ、筑波地区の現地調査会においても支障はないとの結論に至っております。

雨貝洋子子委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほか質問、意見等はございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の1番から14番、16番、19番から23番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号1番から14番、16番、19番から23番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番、19番から23番について、許可することに決定します。

続きまして、提出番号17番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、加園委員の退席を求めます。

（加園秀信委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号17番について、白石委員より調査結果の報告をお願いします。

白石 悟委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号17番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号17番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号17番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号17番に対する質疑を終結いたします。

これより採決します。

提出番号17番について、白石委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号17番について、許可することに決定します。

加園委員の復席を求めます。

（加園秀信委員 復席）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いします。

吉田新一委員

去る5月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請地は、市内で兼業農家を営む個人です。今般、需要が見込まれる申請地を貸駐車場用地として利用するため申請するものですが、許可を得る前から無断で使用してしまっていたことから、始末書つきの申請となっています。

許可後の利用方法は、現在と同様に全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした

上で、普通自動車15台分の駐車スペースを設ける計画です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより採決します。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番から3番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番、11番、12番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とすることとします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、市内で不動産事業を営む個人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造二階建ての共同住宅1棟を建築する計画で、資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、美容院を営む個人です。現在、借家住まいで手狭になってきたことと、現在の事業を引き続き行うべく、申請地を取得し、店舗併用住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての店舗併用住宅1棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、市内で社会福祉施設を経営する法人です。需要が見込まれることから、申請地を借り受け、社会福祉施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、事務室及び入所者の作業室を建築し、従業員及び来客用車両の駐車スペースを8台分確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号2番から8番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いします。

大野博司委員

去る5月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号9番と議案第3号の提出番号1番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号1番については、令和7年10月14日付け、つくば農委指令第21号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承

継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号9番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号11番と議案第3号の提出番号2番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号2番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号11番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号12番と議案第3号の提出番号3番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号3番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号12番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

全体計画面積は5,225.06㎡で、内訳は、農地2筆1,303㎡と宅地1筆145.39㎡で、雑種地3筆は3,776.67㎡となります。

許可後の利用方法は、ごみ集積所、道路、緑地帯、住宅用地を13区画整備し、建築条件付売買予定地4区画と宅地、雑種地からなる農地法の関わりがない住宅用地9区画とする計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の1番から3番については、承認しても差し支えないと思われま。議案第4号の提出番号9番から13番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号14番について、農用地区域内農地と判断しました。

申請者は、県内に本店を置く建設土木業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、事務所及び駐車場用地が必要になったことから、申請地を借り受けるため申請されたものです。許可日から令和9年4月19日までの一時転用です。

許可後の使用方法は、申請地の周囲を鋼板で囲い、また、全面を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、事務所及び駐車場を設ける計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号15番について、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で土木建築業を営む法人です。今般、既存の資材置場が狭く、事業運営に支障を来しており、新たな資材置場が必要になったことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、隣接農地との境界に防塵ネットを設置し、全面を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、山砂や砕石を置く計画です。また、接道となる市道とは高低差があることから、トラックの往来に配慮し、スロープを設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号16番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。これまで申請地で営農型太陽光発電事業用地として利用していましたが、農地区分に変更が生じたことから、一般的な太陽光発電施設へと計画を変更すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、現在と同様に周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、335Wパネルを268枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外で不動産業を営む法人です。今般、周辺環境から需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅1棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で介護サービス業を営む法人です。今般、自閉症をはじめとする重度の知的障害者の方を対象とした通所型の生活支援施設を開設すべく申請地を取得し、社会福祉施設用地として申請するものですが、令和7年1月16日付けの農地法第5条許可済地について、未だに建築工事が未着工の状況となっており、申請目的の実現の確実性に疑義があり、申請の取下げ指導を行うべく審議継続としました。

以上のことから、提出番号19番については継続審議。提出番号14番から18番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第1種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いします。

白石 悟委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番、21番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る5月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議

は整っています。

以上のことから、提出番号22番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号並びに議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第4号の提出番号19番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

議案第4号の提出番号19番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、議案第4号の提出番号19番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第4号の提出番号19番については、飯島孝一委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から18番、20番から22番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から18番、20番から22番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から18番、20番から22番について、承認及び許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について並びに議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から18番、20番から22番については、承認及び許可することに決定します。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっております。

提出番号2番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、20年以上前より宅地として利用され、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番から6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号7番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっております。

なお、こちらの土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市、農業政策課に確認したところ、長期に渡って山林の状態となっていることから、農業委員会として非農地と判断することについては、やむを得ないとの意見を頂いています。

以上のことから、提出番号7番、8番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いします。

白石 悟委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号9番については、20年以上前より宅地として利用され、現在も同様の状況となっております。

提出番号10番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号11番については、20年以上前より宅地として利用され、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号9番から11番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る5月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号12番については、20年以上前より農業用倉庫として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号13番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号14番については、20年以上前より宅地への進入路として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号15番については、申請地の一部が農業用機械等により容易に耕作が可能と判断しました。

以上のことから、提出番号15番については、非農地証明の範囲と認められないと思われることから、発行否。提出番号12番から14番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号15番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号15番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決します。

提出番号15番については、吉田委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号15番は、証明発行否とすることに決定します。

続きまして、提出番号1番から14番について審議します。

意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番から14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決します。

提出番号1番から14番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番から14番は、証明発行可とすることに決定します。

議案第6号 農業改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農業改良協議に対する同意についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を行っておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため申請されたものです。添付書類に不足が多数あるため、申請の取下げ指導を行うべく継続審議としました。

以上のことから、提出番号1番については、継続審議としたいと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いします。

白石 悟委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号2番については、耕作利便向上を図るべく、畑の土壌改良をするものです。

今般、桜川市内から発生する購入土と既存農地の土壌を入れ替えする計画でありますが、購入土の発生場所が農地であり、農地法による許可申請の手続が必要でしたが、申請がなされていなかったことから、継続審議と判断しました。

以上のことから、提出番号2番については継続審議と判断いたしましたが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

議案第6号の提出番号1番、2番は、継続審議との報告がありましたので、審議いたします。

議案第6号の提出番号1番、2番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第6号の提出番号1番、2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決します。

議案第6号の提出番号1番、2番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意についての提出番号1番、2番については、継続審議とします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書22ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年4月20日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号89番までのとおりとなり、豊里地区50件、谷田部地区23件、荃崎地区11件、筑波地区3件、桜地区2件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号3番、31番、40番から50番、74番から81番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議します。

整理番号1番、2番、4番から30番、32番から39番、51番から73番、82番から89番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて整理番号1番、2番、4番から30番、32番から39番、51番から73番、82番から89番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号1番、2番、4番から30番、32番から39番、51番から73番、82番から89番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番、2番、4番から30番、32番から39番、51番から73番、82番から89番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続きまして、整理番号3番、74番から80番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号3番、74番から80番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号3番、74番から80番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号3番、74番から80番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号3番、74番から80番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続いて、整理番号81番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大野委員の退席を求めます。

（大野博司委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号81番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号81番に対する質疑を終結します。
これより採決します。

整理番号81番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に

ついでに整理番号81番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。
飯島秀幸委員、大野委員の復席を求めます。

(飯島秀幸委員、大野博司委員 復席)

議長 (飯野 和男)

続いて、整理番号31番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石田委員の退席を求めます。

(石田真也委員 退席)

議長 (飯野 和男)

それでは、整理番号31番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長 (飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号31番に対する質疑を終結いたします。

これより採決します。

整理番号31番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長 (飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についての整理番号31番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

石田委員の復席を求めます。

(石田真也委員 復席)

議長 (飯野 和男)

続いて、整理番号40番から50番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

(對崎徳男委員 退席)

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号40番から50番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号40番から50番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号40番から50番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号40番から50番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

対崎委員の復席を求めます。

（対崎徳男委員 復席）

議案第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

本案については、総会前に開催された農業政策専門委員会で協議を行っておりますので、大野委員長より報告をお願いします。

大野博司委員

議案第8号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本日、総会前に農業政策専門委員会を開催し、原案を決定しました。

農業委員会は、毎年、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表すると共に、茨城県知事及び茨城県農業会議に報告することになっておりますので、今般、議案として上程するものです。

令和7年度の実績結果として、活動目標値に対し、活動日数が下回る人数が多かったこ

とから、令和8年度は月10日の活動日数を目標値と設定しておりますので、達成すべく積極的に活動します。

なお、議案の詳細については、事務局より説明をお願いします。

事務局（小池係長）

議案第8号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より御説明いたします。

議案書111ページから113ページになります。

大きく分けて3つの項目に分かれておりますので、主な内容について順次説明させていただきます。

最初に、111ページ左側には、農業委員会の現在の体制及び農家農地の概要を記載しています。右側に移り、最適化活動の成果目標の項目では、1、現状と課題、2、目標、3、実績となっております。

1と2では、令和7年度の当初に作成した目標を記載しており、3では、令和7年度末時点での実績を記載しています。

同じく、111ページ右側下段、遊休農地の発生防止・解消の項目では、1、現状及び課題、2、目標、3、実績、4、その他となっております。

3では、令和7年度末時点での遊休農地の解消面積を記載しています。

次に、112ページ左側下段、新規参入の促進の項目では、1、現状及び課題、2、目標、3、実績となっております。

3では、新規参入の経営体及び取得農地面積を記載しています。

同じく、112ページ右側中段、最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数は10日と設定させていただいております。

次に、113ページ左側では、新規参入相談会への参加項目では、1、目標、2、実績となっております。

2の実績としては、参加回数は2回となり、内訳として、7月に関口委員による事例紹介やグループワークを実施、8月に石田委員の有機JAS認証を受けた圃場見学を実施し、合計2回となります。

その下、推進委員等の点検・評価結果としましては、活動目標である月10日を毎月必ず活動していただいた委員さんは1名となります。活動にかかる所要時間は関係ありません。5分でも1日1カウントにできます。活動記録簿に記入をお願いします。

また、毎月の提出も併せてお願いいたします。

最後に、右側の事務の実施状況ですが、農業委員会の活動、総会等の開催状況、許可件数の状況を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま大野委員長、事務局より報告説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結します。
これより採決します。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第9号、つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦についてを御説明いたします。

こちらは、委員の任期満了に伴い、経済部農業政策課より1名の推薦を求められているものでございます。

先月28日に開催されました運営委員会で協議した結果、情報提供専門委員長の青木委員を推薦すべきとの結論に至りました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結します。
これより採決します。

つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員について、青木道子委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号、つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦については、青木道子委員を推薦することに決定します。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は議案書115ページから138ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。

報告第1号から報告第8号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第8号について終了いたします。以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

その他

議 長（飯野 和男）

続きまして、大白碓地内で実施しております農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いします。

對崎徳男委員

委員の皆様におかれましては、日頃よりチャレンジ事業に対して様々な御支援・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、市民参加の収穫祭につきましても、来月20日、雨天時には翌日の21日を予備日設定しているところでございます。

現在、市のホームページ上で収穫祭の参加者を募っておりまして、募集定員70組に対し、本日午前中の段階で54組の方から申し込みがある状況でございます。応募についても、明日まで可能でございますので、お知り合いの方で収穫祭に参加したいという方がいらっしゃるようでしたら、お声掛けいただけますと幸いです。

引き続き、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

専門委員会からの報告も終わりましたので、これもちまして、令和8年第5回総会を閉会いたします。

【午後 2 時45分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員